第1回世界自然遺産候補地に関する検討会議事録

田部(環境省) それでは、ただいまより第1回の世界自然遺産候補地に関する検討会を開催させていただきます。

私、環境省自然環境計画課長の田部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは報道の方が入っておりまして、カメラ撮りしていらっしゃいますけれども、具体的な議事の検討に入りましたら、カメラの方はご遠慮いただくということになっておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それでは、初めに環境省と林野庁の幹部よりごあいさつをさせていただきます。

まず、環境省の岩尾自然環境局長よりごあいさついたします。

岩尾(環境省) 自然環境局長の岩尾でございます。お忙しい中、本検討会にご参加いただきましてありがとうございます。ご承知のとおり、我が国では屋久島、白神山地、この2つが世界遺産として登録されているところでございます。これまで環境省、林野庁、地元の自治体と協力しながら、この2カ所につきまして、人類共通の遺産ということで維持管理していくことに全力を注いでまいりました。おかげさまで登録後10年たちましたけれども、両地域、それぞれ遺産の価値としてそこそこ評価されていると思っておりますし、また一定の管理もできているのではないかと思っております。

昨今、世界遺産の知名度が上がってまいりまして、全国各地でも世界遺産に関する要望や 運動が非常に多くございます。地域の活性化ということで、また自然環境保全の強化という 観点からも効果があるのではないかと思っております。

私ども、このような背景のもとに、新たな候補地として世界遺産の登録という時期に至っているのではないかと思いまして、林野庁と共同でこの検討会を設置し、先生方にご協力をお願いしたいと思っているところでございます。我が国に数多くあると思われるすぐれた自然遺産、自然地域の普遍的価値を条約が求める世界的なレベルでの専門的見地から分析、ご検討いただければ幸いでございます。

各先生のご忌憚のない学術的、専門的な見地からの幅広いご提言を期待して、簡単ながら 私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 田部(環境省) では、続きまして林野庁森林整備部の辻部長さんよりごあいさつをお願いします。
- 辻(林野庁) 林野庁の森林整備部長の辻でございます。委員の皆様方には大変お忙しい中、検 討会にご参加を賜り、心から御礼を申し上げたいと思います。

林野庁におきましては、森林を3つのタイプ、1つは水土保全林、これは水源涵養、国土保全、こういった機能を主として発揮する森林、それから森と人との共生林ということで、これは自然環境の保全だとか、あるいは森林レクリエーションだとか、こういった森林、そして資源循環利用林ということで、これは木材生産林ということで区分をいたしてございまして、現在、木材生産林の比率が全国の森林のうち30%弱、残りは公益的な機能のために森林の整備保全をしていこうというふうなゾーニングをいたしておるところでございます。

世界自然遺産につきましては、分類からいきますと森と人との共生林に入ってくるわけでございます。また、国有林におきましては、平成2年から、自然環境の維持だとか、あるいは野生動植物の保護、こういった森林の生態系そのものを保全していこうということで、森林生態系保護地域というのを設定してきたところでございまして、現在、26地域、そして面

積が32万haといったような状況になっておるところでございます。こういった森林行政の観点から、屋久島だとか、あるいは白神山地だとか、こういった世界自然遺産の登録に当たりまして、環境省を初め関係省庁、あるいは地元の関係者、こういった連携をいたしまして、登録の実現に向けて取り組んできたところでございます。

また、昨年から地球環境保全のための森林保全整備に関する環境省との協議会、あるいは 環境省との共催による懇談会を設置・開催いたしてございまして、この取り組みにつきまし ても、そういった省庁連携の強化、あるいは森林行政の充実といった観点から、積極的に取 り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

委員の皆様方には、学術的、専門的な立場から幅広いご提言を期待し、お願い申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつにかえたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

田部(環境省) ありがとうございました。本日は第1回目の会合でございますので、各委員の ご紹介をさせていただきます。委員席の奥の方からご紹介させていただきます。

上野委員でございます。大澤委員でございます。小泉委員でございます。岩槻委員でございます。土屋委員でございます。三浦委員でございます。吉田委員でございます。本日は委員の先生方、全員ご出席いただいております。

続きまして、環境省と林野庁の出席者もあわせてご紹介させていただきます。環境省の方でございますけれども、先ほどごあいさつさせていただいた岩尾局長の横でございます。小野寺審議官でございます。自然総務課長の福井課長でございます。国立公園課長の笹岡でございます。多様性企画官の上杉でございます。計画課補佐の亀澤でございます。計画課補佐の奥田でございます。

続きまして、林野庁の方でございますけれども、辻部長の横の島田経営企画課長でございます。森林保全課長、飯田課長でございます。森林保全課の上田補佐でございます。

また、今回は外務省と文化庁からもオブザーバーとしてご出席をいただいております。よろしくお願いします。

岩尾局長、審議官、それから飯田課長等、本日、国会開会中のため、途中で退席させていただくことがありますので、あらかじめご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に従いまして、次に座長選出に移らせていただきたいと思います。事務局といたしましては、岩槻先生に座長をお願いしたいと考えているところでございますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 田部(環境省) よろしゅうございますか。 それでは、ご了承いただきましたので、早速、 議事の進行を岩槻座長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 座長(岩槻) ご指名をいただきました岩槻です。本当は委員会の中には、私が若いころに先生だった大先輩もいらっしゃるんですけれども、座長にしておけば、うるさいことを言わなくていいという慮りがあったのかもしれませんけれども、まとめ役をやらせていただきたいと思います。

実は、私は今ユネスコの国内委員もやらせていただいているんですけれども、先々週、セイクリッド・ナチュラルサイトという、ユネスコが今力を入れています事業のワークショップを中国の昆明でやりまして、そちらへ出掛けていって、自分の専門では全然ないんですけれども、日本の自然でなぜ八百万の神々がいらっしゃるのかというような話をさせていただきました。今回のこの話題もユネスコの取り組んでいるそういうことと不可分ではないというようなことを考えながら、そういうことにも出席させていただいておりました。

この委員会は学術的な見地からの選定をさせていただくということで、登録のためのスト

ラテジーがどうなるかとか、その後の保全の施策がどうなるかというようなことは、最終的には事務局の方に全部おっかぶせることになります。その意味では、私どもは学術的に世界遺産の価値があるところはどういうところかという楽しい議論をさせていただく機会だというふうに思っています。

最近、環境省さんでお手伝いしている委員会も非常に難しい委員会が大変多いんですけれ ども、その意味では、この委員会は夢がある委員会だと思っているんですけれども、そうい うことで、楽しく、しかし有意義な結論が出せるようにご協力いただけたらと思っておりま すので、よろしくお願いいたします。

それでは、もう座って失礼いたしますが、早速、議題に入らせていただきたいと思います。 資料のご説明から、最初に事務局の方からご説明をお願いいたします。

田部(環境省) お手元に大部の資料が入っておりますので、確認の意味でもご説明させていただきます。配席表、式次第の後に本日の検討会の資料一覧ということで資料が入っております。資料1が議事の1にかかわるものでございまして、資料2から資料8まで、2番目の議題の世界遺産条約に関する資料でございます。それから、資料9と資料10でございます。これは3番目の議題、候補地選定の考え方の議事に関係する資料でございます。

このほか、参考資料1としまして条約の資料、参考資料2としましてオペレーショナル・ガイドラインの抜粋、参考資料3としまして母集団(案)にかかる指定・選定地域ということで資料を入れさせていただいております。もし抜けがございましたら、事務局の方にお知らせいただければと思います。座って失礼させていただきます。

座長 第1の議題をお願いいたします。

田部(環境省) それでは、議事の1を説明させていただきます。資料1、お手元にございます ところでございまして、検討会の趣旨とスケジュールについて、概要を説明させていただき ます。

冒頭の局長のあいさつにもございましたように、平成5年に条約を我が国で締結いたしまして、屋久島と白神山地が世界自然遺産として登録されたところでございます。ちょうど10年の節目という時期になってきております。この10年間につきましては、屋久島、白神両地域におきまして、管理の充実ということで努めてまいってきたところでございます。世界遺産条約は、そもそも登録することだけに意味があるのでなくて、その後の管理を充実してきっちりしたものの保全を図っていくということが大変重要でございまして、そういうことをやってきたわけでございますけれども、幸い管理面におきましてもかなりの成果が出ているのに加えまして、利用者の方々の自然遺産地域での振る舞いでございますとか、あるいは自然遺産地域を取り巻く地域の方々の意識につきましても、自然遺産を中心としまして環境保全にかなり配慮がされてくるようになってまいっております。そういう中で、我が国のほかにもそういった地域を候補として選定して、世界の水準に達するような地域の指定をやっていくということは非常に重要ではないかと考えておりまして、さらなる保全の充実ということもございまして、新たな候補地を選定していきたいということになってきているところでございます。

また、世界遺産委員会におきましても、各国は自然遺産の推薦を行う場合に暫定リストの事前提出を義務づけられる方向で今検討がなされております。既に文化遺産におきましては、そういう実態になってきているところでございますけれども、自然遺産においてもそういう状況になりつつあるということで、最終的な目標としましては、自然遺産に係る暫定リストを役所の方でつくることになりますけれども、それに先んじて、特に学術的な観点からのご検討をお願いしたいというところが、この検討会の趣旨ということになってまいります。

先ほど座長のお話にもありましたけれども、あくまでも学術的見地ということになってまいりまして、特に自然遺産の場合は資質面で非常に厳しい基準があるということ、もちろん

その後の管理面、制度面でも、これは大変重要になってまいりまして、それは日本の場合、 特にいろんな土地利用のなされている地域が多いということで、そういった担保措置も重要 になってまいりますけれども、まずその前段となります学術的な見地ということでのご検討 をお願いするということでございます。

スケジュール、予定ということでございますけれども、本日の第1回目の後に、3月中に第2回目の検討会を行い、4月、5月ということで、4回ぐらいで何とか結論を出していきたいと考えているところでございます。後ほど絞り込みの手続等につきましてご説明をさせていただくところでございますけれども、私どもといたしましては、現在既に指定されている自然公園でありますとか森林生態系保護地域でありますとか、そういったところを中心としまして、さらに自然環境保全基礎調査の成果に基づきます重要地域のデータ等も加えて絞り込みを進めていきたいということでございます。

第2回目の検討会までの間には事務的な絞り込みを進めさせていただきたいと思います。 第2回目で詳細に検討していただく候補地をおおむね20カ所ぐらいかなという勘定をしているところでございますけれども、それぐらいに絞り込んだ形で素案を出させていただき、漏れがないかどうか、そういったもののチェックをしていただきたい。2回目と3回目におきまして、そういった詳細地域につきましての検討をしていただきまして、世界遺産の登録基準に照らして、それぞれの地域がどういう水準にあるかといったような評価をしていただいた上で、第4回の5月には数カ所程度に絞っていただきたいというところでございます。後ほどご説明の中で、現在の世界遺産の登録状況、我が国あるいは周辺地域の登録状況等をご説明させていただきますけれども、数的には極めて厳しい状況といいますか、我が国で十数カ所といったような形まではとてもいかないんではないかなというのを感じているところでございまして、その辺も踏まえた形での絞り込みをしていただきたいと考えております。

その絞り込みの結果を踏まえまして、行政的な観点、保護の担保措置でございますとか、 管理体制でございますとか、地域の合意が得られるかどうか、あるいは各種の公益の調整と いうことでの関係省庁の協議も踏まえまして、そういった行政的な検討も踏まえた上で暫定 リストの案を詰めていきたいと考えているところでございます。それが5月の検討会以降の 役所の作業になってこようかと思います。

以上、概要とスケジュールの概要についてご説明させていただきました。

座長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明にご質問かコメントかございますでしょうか。

このことはこれまでの経過のご説明のようなもので、特に問題はないと思いますが、早速次の議題へ進ませていただいた方がいいと思いますので、2つ目の世界遺産条約についてということで、もう少し詳しい説明の方お願いいたします。

上田(林野庁) それでは、私の方から議題2)世界遺産条約について説明させていただきます。 失礼ですが、座って説明させていただきます。

この資料の2から8を使わせていただきます。最初に資料2をごらんいただきたいと思います。世界遺産条約の概要を示してございます。タイトルは、よく遺産条約と言われておりますけれども、上に書いてありますとおり「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」という長いタイトルでございまして、この目的は、最初に書いてございます世界の文化遺産、自然遺産、これを人類全体のための世界の遺産として保護する。そのためにリストをつくりまして、各国の拠出金からなる基金によって各国の保護対策を援助するというのが目的でございます。現在、締約国数が176カ国ございます。現在の指定状況が、自然・文化・複合遺産とございますけれども、トータルで730件、そのうち自然遺産が144件、文化が563件、複合遺産が23件と、ごらんのように文化遺産が圧倒的に多いような状況になってございます。世界遺産につきましては、この下に書いてございます文化・自然・複合と3つのカ

テゴリーになってございまして、複合遺産と申しますのは、文化遺産と自然遺産との両方の価値を有するものを対象ということでございます。今回の検討会におきましては、この3つのカテゴリーのうち、場合によったら複合というのも出てくるかもわかりませんけれども、主として自然遺産についてご検討いただくということでございます。

今回の検討会でそれなりの候補地が出てきた場合、政府として世界遺産の登録を行うことになりますが、その登録手順につきまして3に示してございます。先ほど田部課長の方から説明がありましたけれども、現在、自然遺産については暫定リストは義務づけされておりませんが、この3月で暫定リスト作成が必要になってくるかと思います。そうなりますと、まず遺産委員会事務局に暫定リストを提出いたします。2番目といたしまして、その中から本推薦と申しますか、世界遺産に推薦する物件を決定して、3番目で遺産委員会事務局に日本政府から推薦書類を提出いたします。これが毎年2月1日が締め切りとなってございます。以前は7月1日となっておりましたが、締め切りが変わりまして、今ここに入っている手続が最新のものということでございます。

出されました推薦書に基づきまして、自然遺産につきましてはIUCN(国際自然保護連合)が現地調査を含めた評価を行います。この評価をもとにいたしまして、世界遺産委員会にございますビューロー会合 これは議長国を含みまして7カ国の会合ですが、そこで事前審査が行われ、遺産の一覧表に記載すべき、あるいは記載すべきでない、差し戻し、審議延期というような決定がなされます。ビューロー会合での勧告が遺産委員会 これは21カ国からなる委員会でございますが、ここにおいて審査されまして、遺産一覧表に記載、不記載、あるいは審議延期というような決定が行われるということでございます。

我が国の世界遺産はここに書いてあるとおりでございまして、自然遺産は屋久島、白神の 2件ということでございます。

裏の方に2 2 と書いてございますけれども、こちらの方に遺産条約の構成を書いてございます。あと、お手元に参考資料1といたしまして条約の本文をお渡ししているかと思います。

最初の1枚紙の方を見ていただきたいんですけれども、第 章で文化遺産と自然遺産の定義が定められてございまして、文化遺産、自然遺産とも、顕著で普遍的な価値、アウトスタンディング・ユニバーサル・バリューが求められているということでございます。

第 章のところに世界遺産一覧表と書いてございますけれども、世界遺産一覧表、さらには危機にさらされている遺産の一覧表の作成について定められておりまして、この一覧表に名前が掲載されるということを、一般的に遺産が登録されるというふうに申しているところかと思います。条約上には具体的にどういう遺産を決めるかという手続は定められてございませんで、後ほどご説明させていただきます作業指針がございまして、作業指針に具体的な作業があるということでございます。

このほか、条約におきましては、基金でございますとか、国際的援助でございますとか、 教育事業、報告、ここで登録後の定期報告でありますとかモニタリング、こういうことも含めた全体の構成になっている、単に遺産を登録するだけでなくて、こういう全体の枠組みがある、ということをご理解いただければと思います。

続きまして、資料3に移らせていただきます。ここに世界自然遺産(自然・複合)の現在の登録状況を示してみました。上の方ですけれども、ユネスコの区分に基づきます地域ごとの登録状況をお示ししてございます。自然遺産の欄を見ていただきますと、加盟国数で割り戻しても、1カ国あたり1カ所にも満たない状況です。一方、文化遺産はかなり多くて、特にヨーロッパに偏っているという状況がわかるのではないかと考えてございます。

さらに、この自然遺産と複合遺産につきまして、先進国ではどのような状況かというもの を分析いたしましたのが下の表でございます。オーストラリア、アメリカ、カナダの新大陸 に多いような傾向が見られるかと存じます。さらに、先進国の中で遺産登録がない国が11カ 国ほど見られるかと存じます。

裏をめくってください。3 2ですけれども、ここに自然遺産、複合遺産につきまして申請数と登録数の推移をグラフでお示しいたしました。申請数と申しますのは、先ほどご説明いたしましたビューロー会合にかかった数です。このうち実際に登録されたものはごらんのとおりで、申請すべてが認められるわけでなくて、厳しい状況がご理解いただけるかと存じます。

次のページから、遺産の分布について具体的なイメージを持っていただくために、ユネスコの世界遺産センターがホームページを持ってございまして、そこに載っている地図を示してございます。緑が自然遺産、赤が文化遺産ということでございます。地図上に番号を示してございますけれども、これは後ほど資料5、あるいは資料7で事例紹介いたしますけれども、その事例の番号と対応してございます。

続きまして、資料4の方にいきたいと思いますが、よろしゅうございますか。先ほど資料2で若干この作業指針というものに触れましたけれども、この概要につきお示しいたします。作業指針のうち、この遺産の登録基準と暫定リストに関する部分の抜粋につきましては、お手元の参考資料2をお配りしてございます。まず、この資料4でございますけれども、最初の目的をご覧ください。この作業指針というのは、遺産リスト及び危険にさらされている世界遺産リストの策定と、基金による国際援助の認可の作業に際し、ガイドとなる原則と手順を知らせることを目的とする、ということになってございます。この指針は、逐次改訂ということもうたわれておりまして、これまでかなりの改訂がなされているところでございます。

作業指針は、ここに書いてございます7章から構成されてございまして、リストの作成、 モニタリング等々、このような構成になってございます。最初にご説明いたしましたとおり、 ことしの3月にパリのユネスコ本部で世界遺産委員会の特別会合が開かれる予定になってご ざいますけれども、この中でこの作業指針の改訂について検討される予定です。3月17日か ら22日までパリで開かれるようでございますけれども、改訂案が決定次第、また皆様のお手 元にはお届けしたいと考えているところでございます。

続きまして、資料5をごらんください。ここで、遺産の登録基準につきまして概要をご説明させていただきたいと思います。まず、上の方の枠ですけれども、ここは条約の第2条に定義されてございます世界自然遺産の定義でございまして、こういう3つの項目について、それぞれ顕著な普遍的価値を有するもの、というふうになってございます。上に書いてございますけれども、この遺産に登録されるに当たっては、学術的・客観的に以下に書いたような条件を満たすことが必要でありますし、審査に際しましては、既に登録されております各国の遺産等との比較がなされるということでございます。

この条約を受けまして、作業指針の44節に登録基準が記載されてございます。まず、自然遺産につきましては4つのクライテリアがございまして、この4つのクライテリアの1つ以上に適合し、さらに、かつ、完全性の条件 インテグリティーというふうに書いてございます。 番の記録、地形形成における重要な進行中の地質学云々と書いてございますが、一般的には地質学的な要素と呼ばれているものでございます。 番目が生態、あるいは生物学的要素と呼ばれているものでございます。 番目が生態、あるいは生物学的要素と呼ばれているクライテリアでございます。 番目が美的景観というふうに呼ばれているクライテリアでごさいます。 番目が生物多様性というふうに呼ばれているクライテリアでございます。作業指針の44節では、この「1つ以上に適合し」と書いてありますが、その後の1で書いてありますように、45節の方で「登録地域の大部分は2つないし3つのクライテリアを満たすもの」というふうな記載もございますし、最近の評価、審査の状況を見ますと、クライテリア 、この美的景観1つだけ、というものにつきましては登録がされていないよ

うでございます。 2 に完全性の条件をお示しいたしました。完全性の条件がクライテリア にそれぞれ対応するものと、全体に共通するものというふうに分かれてござ の地質学的な要素に対応する完全性の条件として、これは直訳ではないんです けれども、重要な関連する自然要素のすべて、あるいはほとんどを含むことということが完 全性の条件として定められてございます。詳しくは作業指針の方をご参照いただければと思 います。クライテリア の生態・生物学的要素につきましては、十分な規模と必要な要素を 含むこと、クライテリア の美的景観につきましては、際立ってすぐれた美的な価値を持っ て、その長期的維持に不可欠な地域を含むこと、クライテリアの生物多様性につきまして は、その生物地理区分及びその生態系における最も多様性に富んだ動植物相の特徴を維持す るための生息地を含むことということが、それぞれのクライテリアごとの完全性の条件とし て規定されております。さらに、これらに共通するものとして管理計画が必要であるという ことと、法律、規則、制度による長期的で適切な保護が必要であること、生物の多様性の保 全において最も重要な地域であるべきこと、という共通のクライテリアがございます。管理 計画と法、制度によるところを点線で囲わせていただきましたけれども、今回の検討会にお きましては、ここの部分は除いてといいますか、この部分は検討会後、行政の方で検討する 部分になるかと考えてございます。

次のページをごらんください。これまで作業指針はかなり改訂がなされておりまして、それに応じて登録基準が変遷してございます。先ほど申しました社会的な条件は、88年の改訂、完全性の条件の中に法的保護とか管理計画が加わってございます。クライテリア自体が大きく変わったのが94年の変更でございまして、このときに現行の形になってございます。さらに、2003年、現在変更が提案されています。文化遺産のクライテリアは6つあり、自然は4つですが、そのそれぞれのクライテリアの区分を取り払うというふうな検討がなされている。自然、文化それぞれのクライテリアの内容には変更はないのですが、完全性の条件については、文化遺産にも拡張される。先ほど申した法的保護とか管理計画という完全性の条件は、また完全性の条件とは別の条件となる、というような変更が今提案がされているところでございます。

このクライテリア4つだけ見ましても、なかなかイメージが湧きにくいかと存じますので、 各クライテリアに該当する世界遺産の事例を5 3、5 4の方にお示しいたしました。

ここにクライテリアごとに から を書いてございます。これは先ほどの資料3の地図上 の番号に対応してございます。クライテリア 、地形・地質学的な要素につきましては、イ ギリスのジャイアンツ・コーズウェーとコーズウエー海岸、これにつきましてはクライテリ ア だけでなくて でも評価されてございまして、トータルの面積が0.7km2。それからカナ ダのミグアシャ公園、これはクライテリア だけの評価でございますけれども、面積が16.5 km2。説明は省かせていただきます。クライテリア 、生態的・生物的な要素につきまして、 有名なガラパゴスでございます。これにつきまして、当初、陸域だけで78年に登録されまし たが、2001年に海域も含めて拡張されました。これにつきましては、クライテリア から まですべてに該当してございます。面積が約13万3000km2。ケニア山国立公園でございますけ れども、これはクライテリア と の両方で評価されてございます。クライテリア 、美的 景観ですけれども、グランド・キャニオン、これは から まで評価されていますが、ここ に書いてあるような評価をもってこれらのクライテリアに選ばれているということでござい ます。のイグアス国立公園、これはアルゼンチンとブラジルにまたがってございまして、 アルゼンチンが1984年の登録、ブラジルが86年の登録で、それぞれの国ごとに面積が555km2 と1700km2というふうになってございます。生物多様性のクライテリア、クライテリア でご ざいますけれども、7番のアルガン礁国立公園、これにつきましては だけでなくクライテ リア でも評価されています。 でございますが、ブラジルのディスカヴァリー・コースト

大西洋岸森林保護区、これにつきましてはクライテリア だけでなくクライテリア でも評価されているということでございます。

5 4ページの下に囲みを書かせていただきましたけれども、シリアル・ノミネーションと書いてございます。ここに書いています「複数の連続していない地域を含む遺産の推薦」につきまして、作業指針の19節にシリアル・ノミネーションという定義がされてございます。下の方に「世界遺産センターの説明によると」と書いてございますが、シリアル・ノミネーションというのは個々の地域がそれぞれ単独で世界遺産の価値に合致しなくてはならなくて、さらにそこが全体としては統一したテーマがあるもの、こういうものはシリアル・ノミネーションとして登録して、個別地域の管理計画のほか全体としての管理計画があることが望ましいということでございまして、この例としまして、上に挙げましたディスカヴァリー・コースト以外にオーストラリアの中東部オーストラリアの多雨林保護区でございますとか、ハンガリーとスロバキアの洞窟で構成されますアグテレック・カルストとスロバキア・カルストの洞窟群などが挙げられるかと思います。

続きまして、我が国の遺産の状況について資料6でご説明したいと思います。まず、屋久島でございます。面積が1万747ha、4番に自然の特徴を書いてございます。世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む生物相を有するとともに、海岸部から亜高山帯に及び植生の典型的な垂直分布がみられるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有している地域。これにつきまして合致するクライテリアはとで評価を受けてございます。地域指定制度はここに書いているとおりでございまして、次のページが全体の地域図、もう1枚めくっていただきますと地域におきます保護管理措置の地域指定区分が書いてございます。これにつきましては原生自然環境保全地域、国立公園地域、森林生態系保護地域、天然記念物、このような法的措置によって保護担保がなされているということでございます。

続きまして、白神山地でございます。白神山地は面積が1万6971ha。自然の特徴といたしまして、ブナ林は、純度の高さやすぐれた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異な森林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものであります。また、様々な群落型、更新のステージを示しつつ存在している生態学的に進行中のプロセスとして顕著な見本となっている、という特徴を踏まえて、クライテリアーで評価を受けてございます。地域指定はここに書いているとおりでございまして、次のページが全体の地図になります。これにつきましてはコアとバッファーというふうな指定がございまして、次をめくっていただきますと地域指定区分図で、自然環境保全地区、国定公園地域、県立自然公園地域、森林生態系保護地域、このような形で保護担保措置がとられているということでございます。

続きまして、資料7に移らせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、遺産登録の申請を行いました場合、自然遺産につきましてはIUCNが現地調査を含む評価を行います。この評価をもとにしましてビューロー会合の事前審査、その後、委員会での審査というふうに行われるのですが、IUCNがどのような評価を行っているのか、その例をお示ししたいと考えてございます。今回、6件お示ししてございますが、四角で囲んだ6件は先ほどの資料3の地図の番号と対応してございます。

まず、1番の屋久島をごらんください。屋久島の自然の特徴につきましては、先ほどの資料6で述べたとおりでございまして、完全性につきましてIUCNが3点、境界線、行政、管理というふうな改善すべき問題点を挙げており、全体としての評価でどのクライテリアに合致するかということで、当初、日本からの推薦にはクライテリア も挙げたわけですけれども、IUCNは、固有種はいるけれども絶滅危惧種がないということで、クライテリアには該当しないというふうな評価をしてございまして、結局、屋久島はクライテリア と

で評価されたという形になってございます。特に完全性での改善すべき問題としまして、管理計画の作成を奨励すべき、との評価がなされたということでございます。

続きまして、白神山地でございます。自然の特徴につきましては、先ほど資料6でご説明したとおりでございまして、白神につきましても、完全性につきまして規模、法的保護基盤、管理という3つの課題の評価をしてございます。7 4のページで評価と書いてございますけれども、これにつきまして、当初、我が国からの推薦ではクライテリア も含めて、クマゲラがいるとかということで多様性ということも推薦したのですが、この地域には固有種がない、多様性に関してはブナ林が貧弱だということで、クライテリア については評価されませんで、白神山地につきましてはクライテリア のみの評価で遺産登録されたということでございます。これにつきまして、7 4ページの3点の検討課題が挙げられまして、ビューロー会合で勧告を受け、日本政府がこの3点の対応をした結果、遺産の登録がなされたという経緯になってございます。

続きまして7 5ページ、ロシアのシホテ アリン中央部でございます。これにつきまして、ロシアの方からクライテリア 、 での適用を申請したところ、それぞれIUCNが審査いたしまして、クライテリア 、クライテリア につきましては合致しない。一方、クライテリア につきましては、他の温帯生態系とは比にならないほど種に富む、固有種、あるいは独自の生物相を構成しているということで、クライテリア には合致する。結局、クライテリア のみで評価され、遺産登録されました。実際の評価書におきましては、日本でございますとかアメリカの同緯度地域にある同等の生態系、あるいは保護区との比較がなされてございます。

続きまして7 7ページ、カムチャツカ火山群でございます。火山国日本との比較という意味で、カムチャツカ火山群をここに挙げてみました。これにつきましては、クライテリア、 に相当するという評価がなされておりまして、最初の7 7の評価で地域を拡大すべきという話がございまして、さらに7 9で2001年に地域を拡大した推薦が行われ、そのときにはさらにクライテリア まで含めて合致するというふうな評価を受けた例でございます。

7 10、中国のウイシャン(武夷山)の例でございます。これにつきましては、常緑広葉樹林帯といいますか、我が国の照葉樹林帯に並ぶ例として挙げさせていただきました。これにつきましては、、、でも申請がなされたうち、は合致しない、、は合致するというふうな評価がIUCNによってなされております。この評価の中においても日本との比較等々が実際の評価書の中には書かれてございます。

7 12ページに、海の例といたしましてフィリピンのトゥバタハ岩礁海洋公園の例を挙げさせていただきました。これにつきましては、 、 の評価がなされているということでございます。

今回お示しした資料の中で各地域との比較の部分をあまり詳しく書いてございませんけれども、実際の評価に当たっては、それぞれ同じような気候帯でありますとか、生物地理区にある遺産の例との比較がなされておりまして、参考までに、7 13に日本と同緯度地域(北緯25度 - 45度)に存在します現状の自然遺産、複合遺産をお示しいたしました。今後、日本から遺産登録の申請を出すに当たってライバルとなる地域、というふうにご理解いただければと思います。

続きまして、資料 8 でございます。暫定リストについてご説明したいと思います。暫定リストにつきましては、最初にも説明いたしましたとおり、今後、各国政府が 5 年から10年以内に推薦しようとしている遺産のリストというふうに定められてございまして、条約の第11条に、締約国は、できる限り、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件で、自国の領域内に存在し、かつ、 2 に規定する世界遺産一覧表に記載することが適当であるものの目録を

世界遺産委員会に提出すべし。これがその暫定リストでございまして、具体的には作業指針に規定がございます。その作業指針におきましては、それぞれの国が5年ないし10年以内に世界遺産リスト登録のために推薦しようとしている遺産について、暫定リストを世界遺産委員会に提出する、というふうに規定がなされてございます。

この暫定リストの提出に係ります標準的フォーマットも作業指針の方に定められてございまして、その登録地の名称、地理的位置、簡単な説明、特に普遍的な価値があるということを、先ほどご説明いたしました完全性の評価基準及び条約に照らして、かつ当事国の国境の内外にある類似の遺産についても考慮に入れた上で立証する、こういうリストを出せ、というふうな定めがございます。

一番下の 印でございますけれども、現行の作業指針での規定は、「暫定リストを提出していない国に対してはできるだけ早くそれを提出してもらい、暫定リストが提出されていない状態では、文化遺産の推薦については検討しない」ということで、これについて文化遺産だけが義務化されているというふうに私どもは申してございます。そして、この3月に開催予定の委員会で改訂が予定されてございます作業指針案では、「締約国から推薦された遺産で、その国の暫定リストにまだ記載されていないものについては、推薦の検討を行わない」、「文化遺産の推薦については」という文化遺産の縛りが消えまして、その結果、文化遺産、自然遺産とも推薦物件については暫定リストの提出が義務化されたというふうに私どもは申してございます。

以上、資料2から8まで世界遺産条約の概要についてご説明申し上げました。

- 座長 どうもありがとうございました。ここまでで世界遺産についての大体の認識を共通に持って具体的な議論に入るということになるんですけれども、今のご説明につきまして、ご質問、 コメントございますでしょうか。
- 上野委員 資料3の1ページの登録状況の表から中国が完全に欠落しているんですが、これは間 違いでしょうね。
- 座長 3 1は0 E C D の加盟国だけということではないでしょうか。
- 上田(林野庁) OECD加盟国という整理をさせていただきました。
- 上野委員 後ろの地図には入っているんですよね。
- 吉田委員 暫定リストについてたいへんわかりやすい説明をしていただいたと思います。ケアンズでの2000年の世界遺産委員会で採択された決議書では、暫定リストがない推薦については審査しないと書かれていますが、それだけではなく、世界遺産とくに文化遺産については地域的に偏りがあり、暫定リストはそれを改善する計画ツールとして利用するということが言われています。したがって暫定リストは白神、屋久島に続く自然遺産を検討するためのリストであると同時に、IUCNやユネスコ側からすれば、世界遺産リストをバランスのとれた代表性のあるものにするために各国が提出するものである。最近はそのような役割を持たされるようになっているということをコメントとしてつけ加えたいと思います。
- 座長 先ほどからご説明にもありましたし、いろんな対比も、例えば同緯度の地域のものの対比が出たりしているんですけれども、そういうことを配慮するというのがここの委員会での議論の前提でもあると思うんです。ただ、ここの委員会ではあまりそのことを意識しないで、学術的に価値のあるものをまず選ばせていただいて、それがユネスコのリストとどう対応するかというようなことは、むしろ事務的にスクリーニングしていただけた方がいいんじゃないかと思うんですけれども。今、吉田委員がおっしゃったようなコメントは、まさにそのとおりだとは思います。

今のご発言に対して、事務局からも何かコメントはございますか。

奥田(環境省) 今の座長からのお話を受けさせていだだいて、吉田さんのご指摘もあるとおり、 実際には学術的な検討の中に比較が含まれると思いますので、海外比較というところはそこ でやっていただいて、あと、もう既に代表選手として先に登録されているところがあると、 実際には類似地域は登録の可能性がないものですから、その辺は念頭に置いていただいてご 検討いただけたらありがたいと思っております。

座長 わかりました。

- 土屋委員 資料5の下の 2ですけれども、完全性の条件というご説明をいただきましたが、重要な関連する自然要素のすべてとか、ほとんどとか、次の行にいきますと十分な規模とか、表現としてはあいまいなようにしか私の方には聞こえないのですが、これはどこかでもう少し詳細な記述があるのでしょうか。
- 奥田(環境省) ここのところについては、まさにご指摘のとおりあいまいな表現でございまして、私どもの知る限りにおいては、ここに明確な、例えば数値によるものですとか、何かリストによる基準が定められているとは承知しておりません。
- 吉田委員 この委員会の名称は世界自然遺産候補地に関する検討会ですので、自然遺産のみを検討するということかと思うんですけれども、文化的景観はどこで検討するのでしょうか。この条約の中では、文化的景観は文化遺産に分類されているわけです。文化的景観がほとんど文化財として指定されていれば、文化庁から出していただければいいと思うんですが、中には国立・国定公園とか、国有林であったりとかするようなものもあるかもしれない。自然遺産を検討していく中で、自然遺産のクライテリアには合わないかもしれないけれども、文化的景観にはなり得るんじゃないかみたいな話は途中で出てくる可能性はあると思うんです。そういったものをこの会議のディスカッションの範疇に含めるのか、含めないのか、それについて伺いたいと思います。
- 奥田(環境省) ご指摘の点はまさにそのとおりだと思うんですけれども、ここでは自然遺産ということをターゲットにしますので、文化的景観については直接の議論の対象とは考えておりません。ただ、議論の中で幾つか絞ってきて議論したところで、これは実は文化的景観としてだったら可能性があるんじゃないかといったようなことは、皆様方の学術的な見地の方から意見をいただけるのであれば、そういったものは歓迎したいと思います。そういった観点では、今回、地質とか地形の観点で小泉先生に入っていただいておりますけれども、景観の先生方、直接の専門家の方には入っていただいていないので、必要に応じて、またヒアリングなりコメントをいただく機会を設けることも考えたいと思っております。
- 三浦委員 確認したいんですけれども、先ほどのクライテリアの説明ですが、 1のところで、「なお」の文章ですが、「なお、最近では、クライテリア()単独での評価による登録の例はない」という意味は、クライテリア 、つまり美的な価値、自然美そのものだけでの登録例がないという意味なのか、そのほかの 、 も含めて単独ではいけないという意味なのか。
- 上田(林野庁) 、、 につきましては、結果として単独というのがございますけれども、 につきましては、基準があいまいだということもあろうかと思いますが、最近は登録の例 がないということでございます。
- 三浦委員 だけですか。
- 上田(林野庁) はい。
- 座長 この話題とは直接関係ないんですけれども、無形文化財もこのごろ世界遺産で、能とか、 ユネスコがやっている無形文化財の遺産登録は世界遺産とは呼ばない……。ちゃんと自分で 調べてくればよかったんですけれども、それは世界遺産ではないんですよね。
- 奥田(環境省) 文化庁さんが来ておりますので、文化庁さんの方からお答えいただければありがたいのですが。
- 本間(文化庁) 名前としては世界遺産ではないはずです。
- 座長 登録の仕方も全然違うんですね。

本間(文化庁) はい。

座長 そのほか何かご質問、コメントはございませんでしょうか。

まだ後から議論の過程で出てくればいろいろお伺いすることも出てくるのかもしれません けれども、それでは、この議題はこれで一応終わりにさせていただきたいと思います。

きょうは3時間という長丁場の議論になりますので、この辺で10分間でよろしいですか、 ちょっと中断をさせていただきたいと思います。40分から再開させていただきたいと思いま すので、それまで休憩をさせていただきます。

(休憩)

座長 時間が参りましたので、再開させていただきます。よろしくお願いします。

1番目、2番目で全体についてのサーベイをしていただいたんですけれども、3つ目は、 具体的に我々が何をするかということに対する整理をしていただくということですけれども、 世界自然遺産候補地選定の考え方についてということで、これも最初に事務局の方からご説 明をお願いいたします。

- 大澤委員 ちょっと委員長、いいですか。残りというか、前の1、2に関連して意見を少し言いたいんですが。きょうが全体的なことを議論する機会としては一番適当かと思うので、先ほどご説明いただいた資料7の評価事例についてお伺いしたいのですが、屋久島についても、白神山地についても、両方とも完全性という点でコメントがついているというところが気になります。屋久島、白神、いずれも保護とか保全の体系としては、日本の中では比較的完備しているところだと思うんですが、そこで、なおかつそういうコメントがつくという事態を考えると、これから候補として挙げていくときに、学術的な基準を検討する委員会だということではあるわけですけれども、やっぱり通らないと何のための議論かわからないということがありますので、ここで環境省と林野庁が同席されてこういうことを議論していくというときに、一方で学術的な評価をきちっとしていくと同時に、完全性という項目、つまりこれは管理計画とか行政のやり方とか、そういうことについての意見だと思うんですが、その辺について臨む姿勢といいますか、今度はこういうふうに考えているというようなことが何かもしあれば、一言伺っておきたいんですが。
- 田部(環境省) 屋久島につきましては、1年ほど前になりますけれども、こういった指摘も受けまして、保護区の強化を公園計画の変更という形で対応した事例がございます。また、それぞれの地域で保護管理のための協議会等をつくりましてやっているところでございまして、その中で、保護区のものでありますと、施設の管理でありますとか、もちろんこれからはモニタリング等につきましても、さらに充実した対応をとっていくんじゃないかなということを考えております。冒頭、林野庁の部長からも話がありましたけれども、そもそもこういった森林の保全は、自然保護地域の保全に向けて環境省と林野庁と連携を強めてやっていくという方向については、既に合意といいますか、その方向性で一致しているところでございます。

座長 審議官も何かご発言ごさいませんか。突然指名して申しわけありません。

小野寺(環境省) 事務局からの説明がちょっと舌足らずだったかもわかりませんけれども、この検討会の中で法律的な担保ないし地域の社会経済的な状況、特に保全に係るいろんなファクターについては、4月の委員会になるのかな、とりあえずご報告してご意見をいただくなり、参考にさせていただくなりということはする予定になっております。したがって、学術的なことだけを出して地域社会の状況、あるいは法制度的なものを俎上に載せないということではありません。それがまず1つです。

それから、大澤委員のご指摘のところは、志を高く持って、いわば看板だけを掲げるという話じゃなくて、いろんな意味で内実性を持った世界遺産に既にある2つも考えるべきであるし、また、その後、これから問題になる新しい地域については、当然志をより高く持てと

いうことだろうと思いますので、それは我々としてもかなり意識をしながら、既にある2つないし、これから新しく出てくるものについてはやってまいりたいと思います。ただ、あまりはっきり申し上げられないのは、きょうここに並んでいるところは大体そういう方向で一致しているんですが、まだいろんな意味で地域の中で具体的な箇所なり名前を挙げて議論をしているわけではありませんので、それはこの検討会の流れの中でだんだんいろんなところが、固有名詞が多分出てくるんだろうと思います。そういう中で同時並行的にそういうことも頭に置きつつ、政府としての考え方、姿勢みたいなものははっきりさせていきたいと思います。

座長 どうもありがとうございました。私も学術的と言い過ぎた部分があるのかもしれませんけれども、その意味では、大澤委員もおっしゃるとおり、登録してちゃんと物にならなければ意味がないわけで、今のところでそういうスクリーニングも加えながらの議論に多分なるんだと思います。とりわけ世界遺産は、このごろ開発途上国から申請されている話を聞いていますと、これになれば多少ユネスコから助けてもらえるというような部分もあるみたいですけれども、先進国はそういうわけにいきません。自分で責任を持って保全していかないといけないという義務が逆に伴うことですから、何がメリットかということも、本当は計算のうちに入らないといけないのかもしれませんけれども、あまりそういうことを言っていると議論が楽しくなくなりますので、学術的という言い方を申し上げて、ちょっと誤解を招いたかもしれませんけれども、そういうことでよろしくお願いします。

進めさせていただいてよろしいですか。それでは、事務局からお願いいたします。

奥田(環境省) それでは、議事の2番の候補地の選定の考え方についてご説明申し上げます。 私、環境省の自然環境計画課の奥田と申します。説明は座ってさせていただきたいと思い ます。失礼いたします。

お手元の資料は資料9、縦長の1枚紙と、横長に幾つか綴じてある資料10を使います。まず、資料9、縦長の1枚紙のフローチャート、タイトルが「候補地選定の考え方(案)」とございますが、それをご説明したいと思います。それをごらんになってください。

今回の検討会は4回を予定しているんですけれども、ここにはその全体での選考の考え方を整理してございます。若干、最初の課長の説明と重複するところもあろうかと思いますけれども、再確認の意味で重なる部分をお聞きいただけたらと思います。

ここでは、白い 印が3つ並んでいますけれども、3つのステージに分けて整理してございますが、母集団 きょうこれを議論していただきますが、ここから最後のアウトプットとしての候補地を出すまでに、選定過程としては2段階に分けて選定が考えられるんじゃないかということで提案をしております。

1番上の四角の中を見ていただきたいと思うんですけれども、 は母集団の選び方について説明してございます。「自然環境の観点から価値が高い地域として、既存の制度や調査結果をもとに抽出された地域を選ぶ」と書いてございます。これは下のAの のところの右側に書いてございますように、メインとなりますのは自然環境保全地域ですとか森林生態系保護地域など、既存の法制度により生態系の価値とか景観的価値が高いものと判断され、既に選定されている保護地域であるというように考えております。トータルでおそらく100 とか、そのぐらいになるかと思いますけれども、重複を数えれば、その半分ぐらいかなと思っております。今の段階では、まだこの辺の整理ができておりません。ただ、そうした既存の保護地域のみでは、社会的な事情で重要なところがまだ保護地域になっていないというところもございますので、私どもの自然環境保全基礎調査、通称緑の国勢調査と呼んでおりますが、それで集めたデータですとか、研究者の先生方へのアンケート等で、私どもの方で重要地域を選定しております。正確には生物多様性保全のための国土区分ごとの重要地域ということで、これは参考資料3の中の方に綴じ込んでございますので、私の説明の中でもまた詳しく

説明しますけれども、後ほどごらんになっていただけたらと思います。この重要地域というのは、トータルでは1600の地域がございます。それから、もう1つ保護地域でないところで選定したものとしては、重要湿地500 と呼んでいるのがございまして、こちらはまさに500カ所、日本の重要な浅海域から陸域の湿地も含めて2年ほど前に選んでおります。そういったものをとりあえず検討の母集団としてはどうかと考えております。これに加えて景観ですとか、地質、地形については景観資源調査といった緑の国勢調査の一環でやっているものもございますので、その辺は資料10でご説明させていただきたいと思いますけれども、とりあえず考え方としては、保護地域と、それから漏れるところを母集団として選んでいこうということでございます。

しかし、それらの数、例えば1600とか500 とかいいますと、保護地域の外ですと条約上の学術的基準、先ほど説明いたしました世界遺産の登録基準の中で科学的な部分だけ見ましても、それを全部を照らしてチェックするというのは非常に難しいものですから、実際には機械的作業になろうかと思いますけれども、面積的な要件、これを1つの完全性の条件 先ほど土屋先生の方からもご指摘のあったようなところとも関係しますが、そういった面積的要件とか人為的改変度などのデータを用いて詳細検討を行う地域は絞り込んでいく必要があるうかと考えております。これがAからBへのプロセスでございます。ここのAからBのプロセスについては、次の資料10のところでもう少し詳しくご説明を申し上げたいと思います。まずこれが1段階目ということを申し上げておきたいと思います。

きょうの検討会では の母集団の選定の妥当性というところをご意見をいただきたいのと、 あと の絞り込み方、資料10でご説明する部分について、その方針というか、方向性につい て具体的にご検討いただきたいと考えております。

次回の検討会までに、きょうご議論いただいた部分を実際にデータを当てはめてみて詳細検討地域を絞り込むという作業を事務局の方で試案をつくって試してみますので、それを次回の検討会にお示しして、果たしてそういう絞り込みでいいのかどうか、また追加する地域がないのかどうかといったことを第2回の検討会、これは3月の末に予定しておりますけれども、そこでご検討いただきたいと思っております。

そうして絞り込んだ地域を、Bに書いてあるとおり詳細検討対象地域と呼びたいと思っております。これは幾つぐらいになるかという話は、もう既に課長の方から申し上げたとおり、実際、細かいところを見るには物理的に20ぐらいに絞っていただければありがたいなというふうに考えておりますが、これは作業次第ということで、私どもで今そのリストがあるわけでも何でもございません。

その次のプロセスが2番目のプロセスですけれども、この詳細検討対象地域、第2回で絞っていただいたものが、20とか、ある程度適当な数に絞られた場合について、先ほどご説明申し上げました条約上の学術的な基準 条約上の基準の中には保護区の設定とか法的担保がどうだというような、そこのところはちょっと目をつぶっておいていただいて、学術的にどうかというところを見ていただいて、かつ先ほどご説明したとおり、国際的価値、類似の世界遺産がほかにどうだとか、日本の中では価値が高くても、国際的に見れば大したことないのかといったところを事細かに検討していただくということで、これを第3回目の検討会、おそらく4月に開催できればいいと思っております。そこで詳細に検討した結果、おのずからその中で遺産候補地としてリストに残すべきところが見えてくるんではないかなというふうに思いますものですから、それを最後の第4回の検討会で検討していただく。多分、第3回のアウトプットというか、そこに出すものとしては個別の20なら20の地域の評価個票が出てくるのではないかと考えておりますが、それをもとに、こことここは推薦の候補地としてくるのではないかと考えておりますが、それをもとに、こことここは推薦の候補地として、ここまでを検討会における検討事項ということで、黒い波線の上までのところで説明を

申し上げております。

この下の作業が保護区の設定状況とか社会的条件も含めた行政側の作業になるわけですけれども、実際には候補地が絞られてきた場合には、当然、先ほどの大澤先生のご指摘等もございますように、保護区はどうなっているかというところは見えてきますので、その辺については、私どもとしても整理したものをお出しして、それに対してコメント等はいただくというのが、必ずしもマンデートと言えるかどうかは別として、この検討会の中で、やはりせっかくこれだけの先生方にお集まりいただいているので、そういったご意見を拝聴させていただきたいと考えております。

最後の行政の作業のところでは、各省庁間での連絡調整、それぞれ審議会を持っておりますので、そういったところでの手続は行政の作業の中に含まれてくるかと思っております。 以上で資料9についての説明を終わりたいと思います。

続きまして、お手元の横長の資料になりますけれども、資料10の方をごらんになっていた だきたいと思います。表題が「詳細検討対象地域の絞り込み手順(案)」となっております。 表紙をめくっていただきますと、先ほど資料9の中でご説明した過程の の部分になります が、最初の絞り込みのプロセスのところの手順案が示してございます。これはフローとして 書いてございますが、先ほど申し上げたように、この部分のプロセスは膨大な母集団から詳 細に検討でき得る妥当な数に対象の数を絞り込むというプロセスでございます。したがいま して、ちょっと機械的でどうかというご意見もあろうかと思いますけれども、物理的作業を 考えますと、原則的に1km四方のメッシュデータを電子情報を用いてデータ解析を行ってい くというような手法をとりたいと考えております。母集団はこのフローの1番上の大きな枠 で囲ってあるところでございますが、繰り返しになりますが、先ほど申し上げたように、ま ず最初に考えるのは二重線で囲ったAの部分、すなわち原生自然環境保全地域ですとか、自 然環境保全地域、森林生態系保護地域、それから国立・国定公園ですと特別保護地区とか第 1種特別地域といった規制の厳しいところ、それと文化財の中では天然保護区域という区域 で、その価値を満たしているところがありますので、そういったものは選定すべきと考えて おりまして、ここは既に価値を評価した上で指定しているものですから、最初のプロセスの ところはスキップするような形で、いわばシード選手として次のプロセスに進みたいと考え ております。

それぞれの母集団については、参考資料3に細かく説明してございますので、皆さんもうご存じと思いますけれども、もし気になるところがあれば、そちらの参考資料3をごらんになっていただきたいと思います。また、次のページで整理してございますので、そこでまたご説明を申し上げたいと思います。

繰り返しになりますけれども、そこから漏れてしまうところを、陸域の生態系については、 先ほどの生物学的地理区分から見た重要地域の情報を用いて、陸水域と浅海域については重要湿地のデータを母集団として使うということを考えております。それがここで書いてあります B - 1、 B - 2、 B - 3の母集団の囲みでございます。これはどちらかというと生物を中心とする生態系の視点で抽出されているものでございますので、条約のクライテリアであれば、とか、のところとなろうかと思います。そうしますと、クライテリア、のところはここから外れてしまうかなと思っておりまして、別の基礎情報を使う必要があるんですけれども、実は今私どもがメッシュ情報として持っているのは自然環境保全基礎調査のうち景観資源調査の結果でございます。これは B - 4のところに書いてございますけれども、これは 1万5000件に及ぶ膨大なデータがございまして、これをどのように処理していくのかというところが、ちょっと私ども、正直申し上げて、今よいアイデアがございません。事前に小泉先生ともご相談したかったんですけれども、都合が合わなくてご相談できなかったため、今こういったブラックボックスに入れてしまっておりますのをご勘弁いただきたいと思います。 B-1から、B-3の方に戻りますと、こちらも重要地域1600、重要湿地が500 ということで数が多いので、とりあえず面積要件で切りたいと考えております。これは2枚めくっていただいたところをごらんになっていただきたいと思うんですけれども、森林とか湿地を主な対象とする、要するに地形とか地質が対象じゃないところを拾い上げた87ございますけれども、それを面積順に配列したのがこのグラフでございます。縦軸は対数になっておりますので、それだけご注意いただきたいんですけれども、これを面積の小さい順に並べて、仮に50 km2という線を引いてみますと、おわかりのように、2カ所を除いて、今世界で登録されているすべての世界自然遺産の地域が含まれます。その2カ所はどこかといいますと、四角に書いてありますセイシェル、これもアフリカのインド洋に浮かぶ小さな島国ですけれども、ここの0.2km2の小さなところ、2番目はスペインと書いてありますが、これは実はカナリア諸島にございまして、カナリア諸島の島にある保護区でございます。この2カ所を除くと大体50km2というのはほとんどの世界遺産が含まれますので、安全度をとっていい数値かなというふうに考えておりまして、我が国に照らしても屋久島の今なっている区域の半分の面積でございます。ですから、50km2で切っても、本当に重要なところが落ちるという危険はないと考えて、とりあえず50km2の面積で足切りをしようというふうに考えます。

また、10 1のところに戻っていただきたいんですけれども、ここで50km2の重要地域として抽出された地域については、フローの に進みまして、植生自然度、道路密度、人口密度などで、これは人為の改変度をチェックする、もしくは自然性の高さをチェックすると言えると思いますけれども、そういったデータを用いてスクリーニングにかけて自然性の高い地域のみを抽出したいと考えております。

ここで50km2で切ってしまうと、我が国にもかなり小さな島で重要なところがあろうかと思って、そこが抜け落ちてしまうので、ここで ´と、右側にはみ出していますけれども、生物地理学上重要な島嶼地域を選び出して、そこは小さくても拾い上げようということを考えております。これは生物地理学的に北海道から九州までの4島とは区別されるような重要な地域ということで、具体的には、重要地域を選ぶときに10地域の生物学的な区分をしたんですけれども、そこで言うと南西諸島、小笠原諸島が独立した生物学的地域区分に私どもで行政的に分類したものですから、そこに含まれる島は小さくても1回全部拾い上げて、 の自然性の高さでのスクリーニングのところにもう1回復活させて持っていこうと考えております。

この のスクリーニングの部分でも、先ほどのB - 4のブラックボックスの方に戻りますと、やはりこちらでも1万5000から絞るのは面積をやらなきゃいけないのかなとか、人為的改変度をどうチェックするのかと考えてみたんですけれども、現在の登録状況を見ても、地形・地質で選ばれている世界自然遺産は小さいものもございます。1kmメッシュで人為的改変度を調べてしまうと、小さいものについて、本当にそれが影響を及ぼしているのかどうかも判断しかねるものですから、ここのところは要件等々ということで、きょう先生方の知見をいただきながら、また考えさせていただきたいと思います。すみません。今回、その辺の案をお示しできないのが非常に申しわけないんですけれども、そういった事情ということでご理解いただければありがたいと思います。

人為的改変度によりスクリーニングをかけた比較的自然性の高い重要地域が残ったところで、先ほど申しましたシード選手Aの、もう既に保護地域になっているグループと重ね合わせますと、おそらく隣接とか近接のところをうまく括って、もちろん区域線をやるところは、ここではその趣旨でないので、大体の大きな山系とか山塊とか、何とか海地域とか、そういったような大きなくくりをして、それを独立した地域として、1つの統合のまとまりの対象としたいというのがのところでございます。もちろん隣接とか近接区域がないところでこまで残ってきたものは独立した区域として残したいと考えております。

こうした整理された地域について、やはり上だけのデータではまだ十分でないと思いますので、例えばクライテリア に合致しますけれども、希少生物、例えばレッドデータブックにいる種類がどのぐらいいるかとか、植生の多様度というのはメッシュデータでありますので、そういったもので並べ替えをしてみて、そういったものを横に並べてみて重みづけをするというところで、ほかの地域に比べて優劣がデータ上明らかなところについては少し落として、場合によっては同様の生態系ということであるところについて、明らかに面積的に大きな差異があるとか、保護区の面積で全然違うとかいうのであれば、小さいところは少しふるいにかけるような形で、最後の一番下にある詳細検討対象地域案にリストアップしたいと思っております。

これは最初に申したようにメッシュ単位の分析ですので、機械的な作業なので、第2回ではこの辺のプロセスと最後の地域案をお示ししたいと思いますが、当然そこで抜け落ちてくるところがあると思います。そういったところは先生方の知見でご指摘いただいて、こういう機械的作業だとこういうところが抜けているじゃないかといったものをお示しいただいて、最終的な地域案はそういった先生方の知見も踏まえて整理するというようなことを事務局としての手順案ではご提案させていただきたいということが、このフローでございます。

それでは、次に1ページめくっていただきまして、10 2と書いてあります母集団(案)整理表があります。「ひょう」の字が間違っております。申しわけございません。「表」という字かと思います。これらの地域の詳細は、先ほど言いましたように、参考資料3という分厚い資料の中に細かく入っておりますので、後ほどご参照いただきたいんですけれども、整理表で簡単に、どういったものを母集団として考えているかというのを説明したいと思います。

Aに区分される既存の法制度に基づく地域は、ここにあるように6つに分けて考えております。これを含めることを想定してございます。一番上の2つは自然環境保全法という法律に基づく指定地域で、原生的な自然とかすぐれた自然を含む生態系を保全するということが目的になったものでございます。屋久島や南硫黄島など5つの地域が原生自然環境保全地域、白神山地ですとか利根川源流部など10個の地域が自然環境保全地域に指定されております。

線が1本ありまして、その下の森林生態系保護地域等と書いてありますけれども、実は森林生態系保護地域は国有林の中に設定される保護林の1つでございまして、先ほど当初の部長さんのご説明でもございましたけれども、上の地域と同様に原生的な森林生態系などを保全していくということを目的としています。屋久島、白神山地、これは両方とも森林生態系保護地域に指定されていますし、知床から西表まで全国くまなく26カ所の森林生態系保護地域が設定されてございます。「等」と書いてありますが、保護林という制度の中には森林生態系保護地域のみならず特定動物保護林ですとか、特定地理等保護林といったものが全部で821に及ぶ箇所が設定されております。当面、生態系の観点では、今のところ森林生態系保護地域を選んで母集団としたいと思っておりますが、例えば地形・地質の観点で特定地理等保護林みたいなものを用いるということもあろうかと思いますので、ここでは「等」ということで含みを持たせた項目の書き方にしてございます。

3番目の、線の下が国立公園、国定公園ということで、これはもう皆さんご承知のとおりすぐれた風景地を保護するということを目的としてございますが、昨年の改正で生物の多様性の保全というのも、その視野に含まれることになっております。国立公園28、国定公園55が指定されているんですけれども、このうち今回の分析では厳しい規制が必要とされている特別保護地区、これは落葉落枝、落ち葉とかを拾うことまで禁止されているんですけれども、そういったものを含めた第1種特別地域、いずれも原則として木を切ることが認められない地域でございますが、そういったところの中でまとまりのある地域を抽出して、それを母集団としたいと考えております。

Aの保護地域の最後のところが天然保護区域ということで、これは文化財保護法による文化財の1つとして動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものが指定される、いわゆる天然記念物の中の1分類でございます。定義としては天然記念物に富んだ代表的な一定の区域ということでございますが、釧路湿原から西表の仲間川というところまで、全国で23カ所の指定があったかと思います。

続きまして、Bのところでございますけれども、これはAを補完する母集団として、これ でご説明はもう3度目になりますが、先ほど申し上げた生物多様性保全のための国土区分ご との重要地域情報としてまとめたものです。重要地域というのは平成13年に環境省から発表 しております。正確に申しますと、全部で1591カ所。このうち生物学的な特性から国土を10 個の地域に分けて考えた場合に、その代表した生態系であるというものは約400 、そして、 それとは別に標高や地形など区域内の環境要因の違いによって特徴づけられる注目すべきも のについては約1200をそれぞれ選んで、あわせて約1600ということでございます。例えば具 体的には地理区分ごとの生態系としては、北海道の針葉樹林、エドマツ・トドマツ林ですと か、東北地方の夏緑樹林、ブナ林とかミズナラ林、そういったものの代表選手をこの中で抽 出してあります。あと、西日本で言えば照葉樹林、スダジイ・カシ林でしょうか、そういっ たものの代表選手がここで選ばれております。残りの1200の環境要因の違いにより特徴づけ られる生態系としては、例えば高山植生ですとか海浜植生、マングローブ林といったような 各地域の多様なものが選定されておりまして、この情報は自然環境保全基礎調査だけでなく て個別の専門家の先生方へのアンケート、都道府県の自然保護担当部局へのアンケート、そ ういったものを総合的に整理した上でまとめ上げたもので、最終的には専門家の先生方の委 員会によってオーソライズをいただいております。

2番目の重要湿地も同じ年の平成13年12月に環境省が発表してございます。専門家の検討会で選定基準をつくっていただいて、数百人の専門家の分野ごと、例えば藻場の専門家の方、サンゴ礁の専門家の方、そういった方にヒアリングを実施したり、都道府県にも確認をした上で整理をしました。これは湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、規模の大きな湿地とか希少種の生息している湿地500が抽出されてございます。もちろん前の重要地域と重なる部分もございます。

最後に、自然景観資源と書いてあるものは、これは自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)の一環として昭和61年、62年と当時の環境庁が実施しております。これは自然環境保全の重要な要素の自然景観について、何がどこに、どのような状態であるかということを全国視野で把握するため、自然景観の基礎となる地形・地質及び自然景観として認識される自然現象、噴気現象ですとかいろいろあろうかと思いますけれども、そういったものに着目して、それらの位置と特性を把握するということで、各都道府県で専門家の方々に聞いたり、文献調査、ヒアリングを行って、図面の上での計測を主体に現地調査を行った上で調査されたものです。これは全国で1万5468件というものがございまして、一番多いのは滝が2488、火山だけでも1158という膨大なリストです。これをどう料理していただくかは、きょうも含めて先生方のご意見をいただきたいと思います。

以上で詳細検討対象地域の絞り込み手順(案)のご説明を終わりたいと思いますけれども、今のページから2枚めくっていただいたところにカラーの地図がございます。ここのところは先ほど説明した重要地域1600を50km2以上で切って図面に落とすとどうなるだろうかということで、重要地域A、Bというのは、先ほどご説明した地理区分ごとに選ばれたところと高山帯とか特異な環境要因の違いにより特徴づけられるところの区別ですけれども、それを落としたのがこの地図でございます。その次のページに全部のリストが載っていますけれども、ざっと見たところ、最初の、いわゆる保護地域のリストとかなり重なるところが多い。これそのものも大分重なりがあるので、次のページの横表の重要地域一覧を見ていただいて

も同じ地名が並んでございます。これを整理すればかなり細かい分析のできるレベルまで絞り込むことは可能かなというふうに思っている次第でございます。

最後の6ページ目が、先ほど申し上げた50km2では落ちてしまうであろうということで、南西諸島、小笠原の島嶼部 もちろんこの中に50km2以上の重要地域として選定されたものもあるんですけれども、とりあえずそのリストをご参考までに並べさせていただきました。ですから、前のところと、この10 5、10 6のリストをさらに人為的改変度でふるい分けをして、その後、肉付けをしたりして、次回の詳細検討対象地域の絞り込みというところまでこぎつけたいというのが、この手順(案)でございます。

少々長くなってしまいましたけれども、私の説明はこれで終わりとさせていただきます。

- 座長 どうもありがとうございました。具体的な作業の手順が見えてきたということなんですけれども、今のご説明に、意見でもいいんですけれども、まずご質問がありましたら、ご質問から。そのほかのコメントでも、もう自由にしばらくご発言いただいたらと思いますが。
- 小泉委員 地形と地質のことで、まだ絞り込みができていないというお話があったんですけれども、そこに挙がっている自然景観資源のリスト、たしか1万5000ぐらいになってしまって、これは大から小までみんな網羅しているものですから、日本中合わせるとこのぐらい大事なものがあるということなんですね。これと別に国土地理院、前の建設省ですけれども、そこで都道府県別の典型地形というのもやっているんですね。実は国土地理院でも重要な地形とピックアップしているというので、環境省とは別の視点から考えましょうということで、その作業をやったのがあります。それは、例えば滝は全国から出てくると2800とか膨大な数になるんですけれども、そこまではカバーしないで、各県別に重要なものを3点以内に絞ってリストアップしようというのがあります。千葉県の滝と長野県や群馬県の滝を比べたら大分差があるんですけれども、それを置いておいて、そういう作業をやってみようということでリストアップしたのがあります。ですから、それまで絞り込みますと、多分2000くらいまで落ちてくると思います。それにメッシュデータから面積のデータをやっていって絞っていくと、1000以下くらいまでは絞り込めると思いますから、多分その作業はこれからおやりになるんじゃないかと思いますけれども、それだけちょっとご参考に……。
- 上野委員 50km2というのはどこぐらいの広さですか。この地図で見ると伊豆の大島がかかっているんですけれども、伊豆の大島はどれぐらいの広さなんでしょう。
- 奥田(環境省) 大島のデータが今手元にないんですけれども、例えば重要生態系とのくくりで言えば、石垣島の山地スダジイ林が大体53km2とか、北海道の温根沼周辺のアカエゾマツ林が50.65km2、あとは京都の芦生のブナ・スギ林が53km2といったようなデータが手元にはございます。そういった規模ということでご確認いただけたらありがたいんですけれども。
- 座長 今の屋久島の世界遺産の地域が107km2となっていますから、それの半分ぐらいの大きさと 思っていただければいいわけですよね。
- 大澤委員 大方に納得していただくためには、こういう手順が必要なのかもしれませんが、やはり検討する内容が世界遺産ですから、こういう絞り込みの仕方でいいのかどうかが私としては疑問なんですが、先ほどの完全性ということとも関連してくるんですけれども、この中で管理とか指定要件で全く話にならないようなのが相当の数含まれていると思うんですね。ですから、この先どういうふうに議論を進められるのかわかりませんが、世界遺産のランクに近いものについて具体的に議論をするような形にしないと難しいような気がするんですが、その辺、こういうプロセスは一応踏むだけで、うんとはしょった形でそういうところにいきなり着地できるようなプロセスを考えておられるのかどうか、ちょっとそれを聞きたいんですが。
- 奥田(環境省) おっしゃるとおりでございますけれども、私どもとしては、大体この辺がいいんじゃないかというのを客観的な形でリストするという評価軸が持ちにくいものですから、

ためしにこういったものをやってみようと考えたわけでございます。ただ、先ほどの地図を ごらんになっていただいて、確かに例えば保護区の面から考えるとどうかなというところは いっぱいあるんですけれども、おおむね非常に重要で価値が高いというところは抜け落ちな いと考えております。この後、実際に改変度とか、そういったものをかけますと、ますます これは絞られてくることになりますので、今まだ出しているのはここまでのデータしかない んですけれども、そういったのをやってみれば、実は私どもの気持ちとしては、この辺あた りが世界遺産の価値があるんじゃないかとか、管理もしっかりしているんじゃないかという ところとほぼ同じような形で絞られてくるんじゃないかなというように思っています。2回 のときにこういった形で出した対象地域案、その段階では多分名前だけで、もちろんメッシ ュデータみたいなものは出す形になると思います。それを見ていただいたときに、今おっし ゃっていただいたようなご指摘をいただいて、ここは詳細検討対象地域としてはもう不用じ ゃないかとか、逆に落ちているところはここがあるんじゃないかといったことを先生方にご 指摘いただければ、その次のプロセスに行くところは、まさに今おっしゃったような観点で 絞り込んでやりたいと思っています。先ほどの資料9のフローにございますように、第3回 ではそういった絞り込んだところについて個別に、まさに今どういった観点で保護地域にな っているかとか、どういったところが評価されて保護地域になっているとか、そういった資 質の観点からの分析を詳細にすることになっておりますので、今ご指摘になったような観点 はそこでの議論もできるんじゃないかと考えております。

座長 私の理解では、これは必要なところが抜け落ちがないようにどう完全なスクリーニングをしたらいいかという作業の過程だと思うんですよね。そういう形でスクリーニングしてきて、しかも全部をここで検討するというのは物理的にとても不可能ですから、20件ぐらいに絞り込んで、それをもとに議論をしようということなんですけれども、ただ、議論の進め方としては、そこで選ばれてきた20件だけを対象にするのではなくて、委員のそれぞれの専門的な立場から、20のところで落ちている候補があれば、それは提案していただいて、それも含めた上で議論をしていくという形で進めるのが一番妥当じゃないかと思っているんですよね。その過程で、大澤委員が先ほどからご心配になっている学術的に貴重だけれどもというよなのが出てきたとすれば、それが逆に、例えば世界遺産の候補のベスト3に入るようなのに十分な保全的な手当てがとられていないということになりますと、その方がむしろ問題なので、すぐに登録の候補には挙げられないかもしれませんけれども、将来に向けてそういうことをご配慮いただくというのをここから申し上げるということも可能じゃないかと思うんですよね。ですから、やり方としては、より完全な、自然の遺産として貴重なサイトが全部漏れなく出てくるかという作業を今やっていただいているというふうにご理解いただきたい。

最後に申し上げようと思っていたんですけれども、きょう現に10 5、6で候補に挙がりそうな場所の名前が具体的に挙がってきているわけですけれども、それに加えて、自分としてはこういうところをどうしても20の中に入れなさいというのがあれば、今でもいいですし、お帰りになってすぐでもいいですし、申し出ていただいておいて、それを20の原案に入れていただき、さらに第2回目のときに原案の20個が出揃ったところで、ここはやっぱり加えないといけないというのがあれば、そのときにご発言いただいて議論をしていけばいいんじゃないかと思っているんですけれども、そういうふうにご理解いただけたらと思いますが、よるしいでしょうか。

大澤委員 そうすると、例えばそれぞれ専門分野が違うわけですね。そういう人がここで一堂に 集まったときに、具体的に候補になりそうな、例えば20カ所といっても、資料を集めるだけ でも相当大変だろうと思いますし、具体的にふさわしいかどうかという内容を違った分野の 間の意見交換という形で議論する場がほとんどなくなってしまうようなおそれがありはしな いかなという心配なんですが、例えばそれは第4回の検討会で、具体的にそういう学術的な 内容について議論するようなことになるんでしょうか。それとも、ここの場ではそういう学 術的な内容について、お互いに意見交換をするような部分はあまり考えておられないのか、 その辺が今の進め方のご説明の中でちょっとわからない。

奥田(環境省) ちょっと説明が舌足らずで申しわけなかったんですけれども、今のご指摘のような学術的見地からそれぞれ分野を横断したところの評価というのは、まず最初に出てくるのは、多分次回のところで、幾つになるか実際にやってみないとわからなんですけれども、事務局の方からは機械的に絞り込んだ詳細検討地域20なら20をお示しした段階で、まずそれぞれの分野の先生方の観点から、こういったことが出てきているけれども、これはこの分野から見れば、この地域はどうだという話を交換していただくというのが最初の機会ではないかなと思っています。

実際にそういうものを一番詳細に検討していただくのは第3回でございまして、資料9のフローの右の真ん中の方の小さな囲みに書いてありますけれども、絞り込んだ地域について、事務局で先生方にもいろいろお聞きしながら、観点を整理した1枚1枚の個票みたいな形になるんでしょうけれども、そういったものを並べて、その1つずつについていろいろ意見交換をしていただくということを考えております。ですから、ここはまさに植物の観点で言うとこれはこうだけれども、動物の観点とかそのほかの観点だと、ここのところはどうかというようなところについても分野横断的なご議論をいただけるところではないかと思います。

もちろん最後にそれを踏まえて、さらに候補地を絞り込む第4回の検討会でも、その議論を踏まえて絞り込んでいただくわけですから、4回目においても引き続きそういったご議論を継続した上で、最後の候補地の絞り込みということになると考えております。

小泉委員 どこかに完全性というのが書いてあったと思うんですけれども。 奥田(環境省) 資料5かと思います。

小泉委員 ここを見ていきますと、1つのカテゴリーで重要だからというだけでは、どうも世界 遺産になっていないような感じですよね。例えばどこどこのオオシラビソ林というのは、そ れだけだとあまり意味がなくて、むしろオオシラビソ林を成立させている地形・地質条件と か、あるいはその他の雪の条件だとか、そこにすんでいる動物だとか植物、いろんなほかの もの、あと希少種だとか、風景、景色から地形・地質、動植物、希少種、多様性、要するに いろいろなものが複合した形で、これはとてもすばらしいんだという、そういう場所を出し ていかないと、多分通らないと思うんですよね。ですから、きょう示していただいたのは生 物的なのがとても多いと思うんです。それは当然だと思うんですけれども、次回あたり、こ れに例えば地形・地質のデータなどを出してきていただくと、多分おのずから、ここの部分 は大事だというのが出てくるというか、委員の間のいろんな議論をやっていけば、ここはこ ういう意味で、この面もすばらしいし、生物の面で言ってもすばらしいし、希少種もこんな にあるよとか、そういった形で、全体の総合点がものすごく高いという場所が、日本全国か ら20カ所出てくるかどうかわからないんですけれども、議論すれば多分20カ所ぐらいすぐ挙 がってくると思うんですね。私はこの委員のメンバーでいくと、細かい資料がなくても、こ こは大事だというのが、だあっと挙げれば出てくるんじゃないかと思うんです。ただ、それ をやると漏れ落ちとか当然あると思いますから、こういうふうに出していただければとても 助かると思うんですけれども、多分私たちがこういうのを見て議論していくと、小笠原はや っぱり挙げようとか、これはどなたが委員でも、それは価値はないという人は多分いないと 思いますから、反対しないと思うんですね。小笠原は生き物を見たって大変すごいところだ し、地形・地質の面から見ても、やっぱり大変なところだと思うんですね。ですから、そん なふうに大事なところはずっと複合して出てくると思いますから、日本中からそういったと ころを選び出すとなれば、そうむちゃくちゃには数は多くならなくていけるような気がする んですね。それをちょっとコメントします。

- 土屋委員 世界遺産というのは、ある地域を決めていきますので、こういうやり方になるのは当然だと思います。重要地域のところで参考資料を拝見しますと、いろいろなところがリストアップされていて、植物に関する情報はある程度含まれていますが、例えばそこに動物も含めてどういうものがいるかというような情報まで入っていると、理解がもっと深まるのではないかと思うのです。この絞り込みの手順によりますと、希少生物の検討は最後の方に入っておりますけれども、そちらの見方から最初に見て、重要なところの抜け落ちを防ぐとかいう方法は気にしておいてもいいのではないかと思いますけれども、そこは大丈夫でしょうか。
- 奥田(環境省) そこのところは、私ども実際にやってみないとわからないところもございます ので、今のご指摘を踏まえて、最後の方に持ってくると重要なところが落ちそうだというこ とであれば、そのやり方については試行錯誤しながら、また先生方のご意見を聞いて変えて いきたいと思います。
- 大澤委員 資料としてここに挙がっているような情報だけでは、それぞれ個別に専門分野の視点からわかっているところはもちろんいいんですが、そうでない部分がほかの分野からすると非常に貴重な生物がいるとか、そういうことまで含めて議論しないと、絞り込みというのはなかなか難しいんじゃないか。そうすると、例えば絞り込んで20カ所についてリストに挙げるだけならいいのかもしれないけど、具体的な資料とかをどの程度用意されるようなご予定なのか。単にスクリーニングで絞り込むためだけであれば、あまり議論する部分がむしろなくて、資料に基づいていろいろ議論するというのが前提かなと思ったものですから、そういうことで、そのためにはちょっと大変なことかなと。
- 座長 今のは20ほどに絞り込んだ、それから先、最終的な3件か5件か知りませんけれども、それぐらいに絞り込むプロセスということですね。それについて事務局の方から。
- 奥田(環境省) おっしゃるとおりそこのところが一番大切なところになりますので、私どもも そこのところは幅広く、個別に先生方にも、例えば学術論文ですとか、もし資料提供いただ けるのであればいただいて、そういったものをかなり束ねた上で、ただ、それを全部読んで いただくというわけにいかないでしょうから、私どもで読ませていただいて、そのエッセン スを整理するといったような形で、できる限り今出ている、少なくとも出版物になっている ものですとか、こういった私どもの調査のみならず、そのほかもちろん文化庁さんでの評価 とか、そういったものは可能な限りレビューして、精緻な検討をしていきたいと考えており ます。まさにそういった部分は先生方のご指導を受けながら進めていきたいところですので、 ぜひこういったものがあるといったようなご指摘はいただきたいと思っております。
- 座長 その絞り込みの作業というのは、もちろん客観的なデータが基礎ですけれども、その上に 貴重な自然とは何かという議論につながってくると思いますので、僕は冒頭で楽しいという ことを言いましたのは、むしろそういうことを議論して幾つかに絞るという、それをまさに、 どれだけ担保されているかというようなことをあまり考えないで学術的な側面から議論でき るというのが、この委員会としては一番大切なところじゃないかと思っています。ですから、 今、事務局の方からおっしゃっていたように、客観的なデータはどんどんそろえていただか ないといけないんですけれども、それにプラスして我々の哲学的な側面も出てきていいんじゃないかと思っているんですけれども、いかがでしょうか。
- 吉田委員 先ほどから委員の皆さんの話を聞きながら、何平方キロメートルというところからスタートするとあまりにも事務的で夢がない議論だと感じていらっしゃるんじゃないかなと思うんです。世界遺産として実際に推薦していくときは、相当説得力を持っていなくてはならない。何々山の何々林なんていう小さいレベルではもう話にならなくて、先ほど小泉先生がおっしゃったような地史的な成り立ちと、そこになぜそのような植物が生育して、なぜそのような動物が生息するというようなダイナミックな説明ができなければ説得力がないと思うんですね。委員の先生方も国際的にいろいろな場所をご存じでいらっしゃるわけですから、

国際的な比較をしたら、これがユニークでユニバーサルだと言えるんだというものは、最初から頭の中に入っていらっしゃると思うんですよね。ですから、こういう積み上げ作業と同時に、委員の議論の中から出されたものは、非常に説得力があるんじゃないかなと思うんですけれども。

座長 これは僕の勝手な解釈ですけれども、事務局の方で準備していただいているのは、最初から人気投票的にやるのではなくて、やはり落ちがないようにきっちりスクリーニングをして、 それにそれぞれの個性的なものも含めて議論するというやり方だと思いますので、僕自身は 最初の段階が夢がないからといって、議論が夢がなくなるわけじゃないと思うんですけれど も。

特に次回のときまでに、今も吉田委員からもご指摘があった20に漏れてきそうなものがありますと、これはちょっと困ったことになりますので、そういうのはお気づきになったら、次回でもいいですし、できるだけ早い時期に名乗りを挙げておいていただいた方がいいんじゃないかと思います。どうせ10ほど挙げるんじゃなくて、3つとか、5つとか 5つでも多過ぎるぐらいですか というぐらいになるんですから、初めからそんなにたくさん挙げてきてもしょうがないじゃないかというようなこともあるかもしれませんけれども。そのほかいかがでしょうか。

- 三浦委員 これは検討委員会で20程度に絞り込んでいくという過程なんですけれども、それはこの作業というのは、もちろん直接的にも学術的な評価ですから、学会等に非常に大きな影響を持つし、今の遺産というものについては非常に国民が注目しているところだし、そういう落としどころとしてはかなり底辺での合意というか、そういうことが将来的にはなされてしかるべきだろうと思うんです。そのあたりの手続上で、これは暫定リストの段階で公表するのか、検討段階でこれぐらいのものが出てきているといったあたりのものが、学会だけでも生態学会、動物学会、植物学会、地質学会とか、かなり皆さん注目して、ここが落ちているなどというようなコメントも多分たくさん出てくるんじゃないかと思う。その辺の軟着陸のさせ方はどんなふうにお考えになっているんでしょうか。
- 奥田(環境省) その辺は私どもも非常に予想はしているところでございます。まず、国民の関心、底辺の合意というところでは、先ほど課長の方から申したかもしれません。人気投票にはしたくない、やはり学術的な面からやりたいということなんですが、この検討会そのものは完全にオープンで、先日お送りした記者発表の資料にも書いてあったと思いますけれども、傍聴は自由に国民の方にはしていただくということと、この会議資料はすべて公開ということで、その中で国民の方々への関心に対しては対応していきたいと考えております。

それから、まさにここでの議論が数人の学者の先生方だけだと漏れ落ちがあるんじゃないかというところについては、もし学会等で具体的に学術的な形でのご意見ですとかアドバイスとか、そういうものがあれば、もし私どもの方に入ってくれば、そういったものは積極的にこの場にもお知らせして、それを検討の材料に加えていただくということはしていきたいと思っております。

- 座長 どの段階で発表するというよりも、もう過程がすべて公開ですから、そういうことをあまり考える必要はないということだと思うんですけれども。そのほか、いかがでしょうか。
- 上野委員 今のお話なんですけれども、こと動物学に関する限りは、これが10位、15位となってくると、これはちょっと何とも言えませんけれども、上位5位か6位ぐらいまでは、それがどういう順序になるかは別として、まずだれが考えても同じ結果になると思います。だから、学会対応の方は、その辺のところはお考えになる必要はないんじゃないかと思うんです。ただ、バックグラウンドがありますから、一般の方々に対して、それがどう映るかはまた別の問題だと思います。学問のレベルではよろしいと思います。

吉田委員 世界遺産リストというのは、基本的には世界的に普遍的な価値を持つものを挙げるこ

とになっています。MABの生物圏保存地域とは違って、各生態系の代表ではないんですけれども、最近は各バイオームの代表性、各生物地理区分の代表性が問われるようになってきています。IUCNが評価するときも必ず近隣の、例えば中国だとか、ロシアだとか、同じような植生帯の保護地域と比べられます。表にするときには生物多様性国土区分を生かして、例えば北海道地域、本州から九州、小笠原、南西諸島といういうふうに分けるとか、後で学術上類似した遺産との比較をやりやすいようにまとめていただくといいんじゃないかと思います。

日本自然保護協会では、これに類似したものとして「植物群落のレッドデータブック」のうち「群落複合」という考え方で、地形などとも密接に関係した植物群落のデータを挙げていますので、そういった情報を提供することができます。

また、生物地理区分については、IUCNが生物地理区分ごとの自然遺産の偏りについて分析をしています。そういった文献も翻訳しております。そういった情報もご提供できますので、委員の方にお配りいただけたらと思います。

- 小泉委員 今、吉田さんがおっしゃったことは大事だと思うんですけれども、世界的に見た場合の日本の自然の特徴というのは前面に出してアピールしていかないといけないと思うんですね。例えば東北の山、飯豊とか、ああいったところは世界で一番雪が降るところですから、例えば雪にかかわることが非常にたくさん出てきますね。植物はもちろんですけれども、そこで雪によってできる地形というのもありますね。例えば雪崩がつくる地形だとか、残っ時代は氷河地形になってしまうんですけれども、そういう世界の中で日本の持っている自然の特徴が各地域ごとに、例えば小笠原だと小笠原の特徴がある、中で日本の持っている自然の特徴がある、北海道だったら北海道の特徴があると、それぞれあるわけですよね。ですから、そういったようなものを代表するところ、そうすると、当然ある程度面積が必要ですけれども、地形や地質にも特徴があるし、さっき申し上げたように植物も非常に多彩なものがある。そこに非常にいろんな動物やそういうものが生息している。だから、総合像としては、ある特定の場所に非常にいろんなものが全部、動植物もみんな合めて非常に多彩なものがあるという形になると思うんですね。そのくらいのところをピックアップしていければ、おのずから全部限られてくるような気がするので、その辺は私たちも選ぶときに頭の片隅に置いてやっていけば、大分まとまりが早目につくような気がします。
- 座長 20を選ばれてからどう議論するかという話の方にもう入ってきているんですけれども、次回までのプロセスは、いろいろ議論はあったんですけれども、こういう形で進めていただくということでよろしいでしょうか。とりわけ地形・地質の部分が抜けているんですけれども、これは小泉委員にも少し頑張っていただくということもあろうかと思うんですけれども、天然記念物でも地質は大分ありますし、きょうは本間さんがご出席いただいておりますが地質学の専門ではありませんけれども、多少そういうところもスクリーニングしていただいて、世界遺産の候補に挙がりそうなものとしてこういうものがあるというようなことをご提案いただけたらと思いますけれども。
- 本間(文化庁) その辺は幾らでもリストや何かで提供できますので、連絡していただければと 思います。
- 座長 そういうことで、第2回に向けて、先ほど言いましたように、資料10 5、6で差し当たり候補になりそうな名前が出ているんですけれども、それに加えてこういうところはどうしても不可欠であるというようなことがあれば、ぜひ事前に事務局の方へご連絡いただければいいと思います。

そのほかご意見、いかがでしょうか。全体の流れとして先ほどご説明いただいたようなことで進める。4回で大体結論を出すということもそれほど難しいことじゃないと思っているんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

- 上野委員 面積50km2以上の重要地域一覧ということで、この表はほとんど植生に基づいている みたいな格好になっていますね。これにも、それからほかのところにも富士山というものは 全く出てこないんですけれども、これは甚だ一面的ではないかと私は思うんですが、いかが なものでしょう。それは後の大きい方の参考資料を見ても似たり寄ったりのものですね。
- 座長 ぜひ20の中には、こういう形でのスクリーニングとは違って、冒頭に申し上げましたセイクリッド・ナチュラルサイトの話のときにも、日本では典型的なのが富士山であるというようなことを外国の人がむしろ言っていました。それはそのほかにいろんな問題もまた出てくるかもしれませんけれども、最初から富士山なしというのはどうかというご発言かと思います。
- 小泉委員 地形・地質だったら必ず入りますので。
- 奥田(環境省) 小泉先生も一言おっしゃっていただいたように、多分、地形・地質の方で拾われるというのと、それはまさに先生方の知見の中で、これはあくまでも機械的な作業になりますので、ここはこれだけの価値があるよというようなものがありましたら、富士山のみならず拾い上げるような形でご提案いただければというようには思っております。
- 座長 それから、これはスクリーニングの関係で、今、上野委員がご指摘になったことですけれ ども、10 5 は何とか林という名前が出ているんですけれども、これは候補としてこの地域 という意味で、世界遺産に登録するときの名前がこれになるという意味じゃないですよね。 だから、これとは全然違う名前になるということはあり得るわけですよね。
- 奥田(環境省) それはそのとおりです。実際、先ほどの横長のフローでいくと、 のところで 隣接・近接地域の統合ということになりますので、ここでどう名前をつけるかというのは、 またご議論をいただかなければいけないんでしょうけれども、もう少しざくっとした広い範囲の地域を代表する名前を使いたいと思っております。
- 座長 植生の名前がたくさん出てきているのは、そういう意味にご理解いただけたらと思います。 土屋委員 富士山などの国立公園は、先ほどシードとおっしゃいませんでした?
- 奥田(環境省) きょう国立・国定公園の特別保護地区・第1種特別地域のまとまりのあったというリストがお示しできなかったんで、例えば同じような50というまとまりを区切れば、おそらく富士山は入ってくる可能性があると思います。ただ、そこのところは、また次のステップで価値があるかどうかというのはご議論いただきたいと思っております。
- 座長 いかがでしょうか。1回目の議論としては大体出尽くしましたでしょうか。
 - それでは、今議論していただきましたようなプロセスで第2回目に向けて進めていただくということと、委員の方でも20に加えるべきものがどういうものかを次回までにお考えいただくというのもあれですし、今の富士山のようにすぐ気がつかれるのは、できるだけ早い時点で事務局へご連絡いただければというふうに思いますけれども、そういう形で次回へ進めさせていただくということでよろしいでしょうか。
 - それでは、準備された議題はそれだけですが、その他というところで、何か委員の方から ご発言なさることがございますか。
- 上野委員 私の理解が不足だったんだと思うんですけれども、資料7のシホテ-アリンですね。これを見ると人が全く手をつけていない自然のよく保護されているというところでもだめなんですね。人がかなり自由にアクセスされるものでないとだめみたいに見えるんですが、そうじゃないんですか。7 5のクライテリアの適用の1と2を見ると、クライテリアに合致しないと判断するというふうになっていますね。その理由が、結局、一般の人が近づけないからだということのように読めるんですけれども、そうではないんでしょうか。
- 奥田(環境省) この解釈は多分難しいかと思いますけれども、あくまでも個人的な解釈で申し上げますと、ここはクライテリアの ということで、別にシホテ・アリン全体の価値ではなくて、シホテ・アリンのうち景観がすぐれているから、その価値を認めて登録してほしいという

推薦書が出たことに対して、IUCNは、景観的価値を評価するのであれば、人が入り込めないところは景観的価値の対象にはならないんじゃないかという応対なんじゃないですか。 上野委員 そういう兼ね合いですか。

- 奥田(環境省) はい。ですから、景観的というのは、人が見てという景観だと思いますので、 そういう観点がこういうコメントがついたと理解しております。
- 上野委員 この場合はクライテリア だけがIUCNは合致していると考えているわけですね。 奥田(環境省) はい、そのとおりでございます。
- 上野委員 日本ではこういうことは起こらないから、あまり気にする必要はないのかもしれませんけれども、私もシホテ・アリンを随分歩きましたけど、確かに人が全く住んでないようなところがいっぱいありますからね。でも、この判定を見ていると、結局は一般の人が近づき得るようなものでないとだめなのかなという気もするんですけれども。
- 座長 ただ、確かに美的にきれいなものは人が近づかなければきれいなものとは判断しないという言い方ですよね。この判断が、ちょっとおかしいと言えばおかしいんですよね。それはここで文句を言ってもしょうがないから......。
- 奥田(環境省) これについては、また今度3月に世界遺産委員会の特別会合がございまして、 私どもの職員も出張に行きますので、もしIUCNの方と接触できれば、この趣旨は聞いて みたいと思います。宿題にさせていただきたいと思います。
- 大澤委員 今度の2回目に出てくる20カ所については、今のクライテリアに関して、どれが可能性があるみたいなことは入ったものが出てくるんでしょうか。それとも、それは全くなしでフリートーキングで、どれがいいだろうというような議論になるんでしょうかね。
- 奥田(環境省) 第2回では、少なくともどれがいいだろうかというところに対しての評価は入らないものになると思いますけれども、ただ、客観データとして、例えば自然度はどのぐらいですとか、面積はどのぐらいか、なぜここまで機械的に振り落としたかという理由はわかるようなデータはお示しした方がいいのかなというふうには考えております。
- 大澤委員 自然遺産の登録基準とのかかわりでリストが特徴づけられたものとして出てくるわけではない。
- 奥田(環境省) ではない。
- 大澤委員 完全に学術的な見地からの判断をするレベルということですかね。
- 奥田(環境省) 少なくとも第2回の段階においては、そういうふうにお考えいただきたいと思います。ただ、まず第2回のところでも、横書きのフローでAで保護地域のシード選手をふるいにかけてくるというところで、保護地域ひとりの評価がなされているかどうかという点では、それも1つのデータとしては横に並んでくるでしょうし、第3回で具体的に詳細検討するところでは、条約上の登録基準に沿った形で評価を行っていただこうと思っていますので、その中にはご指摘の観点は含まれ得るかと思います。
- 座長 ただ、ディスカッションするときには、クライテリアが頭の中にないと議論できないと思いますので、客観的な資料まで説明していただかなくても、我々の知識の範囲でそういう議論をして、それで抜け落ちている部分は次のときまでに準備をしていただくという、プロセスとしてはそういうふうになるんじゃないでしょうかね。
- 小泉委員 先ほど上野委員から動物の話が出てきたんですけれども、きょうお配りされた資料を 見ると植物がものすごく多くて、地形・地質は重要地域で出なかったんですけれども、動物 の方も割合少ないような気がするんですよね。天然記念物はもちろんあるんですけれども、 例えばクマゲラがどんなところに分布しているかとか、何かそういういろんな分布データと かがもしあるんでしたら、それをつけていただくと、ここはやっぱり大事だなとか、特に希 少種あたりの動物関係で希少種の分布地域とか、それがあればとても大事だと思いますから、 その辺も、もしつけていただけるんだったらやっていただきたいと思います。

座長 保全地域ということになると、中にすんでいる動物相というものまで植物というより植生で表現してしまうことになるんで、リストアップするとこうなってしまうんですよね。だけど、そう言ってしまうと叱られるかもしれませんけど、重要な動物は多分に含まれているんだとは思いますけど、そういうことも含めての議論にさせていただきたいと思います。そのほかいかがでしょうか。

実は私も1つ議論を進めていく上でご検討いただきたいことがあるんですけれども、先ほ ど無形文化財のこともちょっと言いましたけれども、ユネスコのこういう保全地域としては、 さっき吉田委員からもご発言がありましたけれども、ユネスコMABが人間と生物圏プログ ラムが設定しているバイオスフェアリザーブというのがあるんですけれども、国際的には結 構重きを置かれているみたいなので、いろんな登録のためのロビイングなんかも盛んにやら れているんですけれども、日本ではそういうものがあるということもご存じの方がほとんど なくて、実は先日、文化庁のお仕事で奈良県へ視察にお供をしたときに、吉野・熊野の世界 遺産で盛んに盛り上がっているんですけれども、大台・大峰が同じユネスコのバイオスフェ アリザーブになっているということをご存じの方が関係者にもほとんどなかったというんで、 ちょっと唖然としました。実はそういうこともあって、バイオスフェアリザーブも、モニタ リングもですけれども、もう1回新しい地域の設定を日本でも考えたらいいんじゃないかと いうことを、大澤委員もそちらの方の委員でもあるんですけれども、ユネスコMABの方で も検討中です。自然遺産とは発想としては多少同じようなことがありますので、その議論を 進めながら、自然遺産にはならないけれども、むしろMABのバイオスフェアリザーブにふ さわしい地域なんじゃないかというような議論もやっていただけると、私としても非常にあ りがたいので、そういうこともちょっと念頭に置いていただけたらと思います。ここの議題 ではないのかもしれませんけれども、そういうお願いを冒頭にさせていただきたいと思いま

そのほか何か、その他ということでご発言ございませんでしょうか。

- 上野委員 参考資料3の重要地域の延々と続いている表がありますね。これはどういう順序に並べてあるんですか。
- 奥田(環境省) 参考資料3の中の18ページからかと思いますけれども、こちらの方は、その前の10地域区分ごとに北の方から地理的な順番に並んでいるかと思いますけれども、何かちょっと違うようなところがありますか。
- 上野委員 中部地方まで行って、また東北へ戻ったり、いきなり九州へ飛んだり……。
- 奥田(環境省) 群集タイプごとに並べてございますね。例えば18ページですと、まず北方針葉樹林がA1からA25まで並んでいますけれども、その後は夏緑樹林が並んで、北方針広混交林というような整理かと思います。
- 上野委員 34ページからの方の分を見ていただくとわかるんですけれども、例えば42、43のところを見ると、高山性があって、亜高山性があって、河畔林があって、また高山性へ戻るというふうになるでしょう。高層湿原があるかと思うと汽水性が入ってきますしね。だから、地理的に並べたものでもないし......。
- 小泉委員 区域の番号。
- 上野委員 区域の番号ですか。これでも当たらないんじゃないでしょうか。
- 奥田(環境省) またこれは詳細は確認させていただきたいと思いますが、おそらく例えば先ほどご指摘のあった34ページからのところで言えば、その前の方の地図を見ていただければ、B1からはずっと地理区分1の北海道の中でも東の方の区分がずっと並んでおりまして、B79のところでまた高山性に戻るんですが、利尻とか羊蹄山とか、こちらの方は2の方に区分されているんじゃないかと思います。
- 上野委員 ぱらぱらっと見ると、北海道のところは割にいいんですよね。本州以南のところがよ

くわからない。

- 亀澤(環境省) 区域別、その次に県別があって、さらに群集タイプ別ではないかと思うんですよ。県ごとにそれが繰り返される。
- 座長 多分そういうふうに読んでいただければフォローできるんじゃないかと思いますね。 上野委員 わかりにくいことだけは事実です。
- 吉田委員 この委員会の作業が進んでくると、多分マスコミの報道は、どれが選ばれた、選ばれないとか、そういうようなところばかりに集中してくると思います。しかし、世界遺産条約は世界遺産リストをつくるだけの条約じゃない。締約国は、国内にあるすべての文化遺産、自然遺産を保護するという義務を負うんだ。そういう条約なんだということが忘れられがちだと思います。暫定リストというのはあくまでもこの条約の基準に合うかどうかに基づいて選んでいきますが、そこに入らなかったからといって価値がないわけでは全くありません。環境省初め関係省庁はそのあたりを誤解のないように、この条約はこういう趣旨であり、暫定リストを挙げるというのは、こういう意味があるんだということを、ぜひよく周知していただきたい。オーストラリアでは国内遺産をナショナル・エステートという、国内レベルで世界遺産をフォローする別の制度をつくっています。ぜひ日本国内レベルで価値があるものも守られるようにしていただきたいと思います。
- 座長 非常に重要なご指摘で、基本的なところなので、ここでの議論もそういうふうに進めたいと思います。
- 奥田(環境省) 今のお話を受けて、参考資料1でつけています条約本文の12条、ここで世界遺産一覧表に記載されなかったという事実においては、その生ずる効果は別として、それ以外において顕著で普遍的な価値を有しないという意味に解してはならないと条約の本文で明記されておりますので、この辺はご記憶にとどめておいていただければと思います。
- 座長 大澤委員から冒頭にも指摘がありましたように、学術的な価値で議論したからといって候補のリストに載るとは限りませんけれども、もしそういうようなことになった場合には、それはそれなりの問題がまた発生するわけですし、それから、リストに残ったものだけが重要なのではなくて、議論の対象になったものは、それぞれがそれぞれなりに重要である。そういう意味で、スクリーニングの過程で落ちがないようにというご配慮をいただくということは非常に重要な意味があると思うんですけれども、そういうことも含めての議論にさせていただきたいと思います。
- 大澤委員 それと、やっぱり国際的な目に一番触れる世界遺産という意味からすると、もちろん そんなのは言うまでもないことですが、指定された後の管理の仕方とか、モニタリングとか、 そういうことの重要性は非常にあると思うので、例えば屋久島にしても、白神にしても、そ の後の管理とかモニタリングとか、科学的なそういう側面についてもぜひ御尽力いただきた いということを最後にちょっと……。
- 座長 それでは、1回目の議論はこれで打ち切りにさせていただいてよろしいでしょうか。どう も長時間ありがとうございました。最後に事務局の方からお願いいたします。
- 田部(環境省) ありがとうございました。非常に大変そうな部分と、ある意味では先生方の知見を生かせば何かいきそうだなという部分と、期待と不安と非常に相まった感じがしております。
- それでは、次回の開催日程でございますけれども、事前に伺っているところですと、3月25日の午前中ということで都合のつく方が最も多いということでございます。25日(火曜日)でございますけれども、午前10時から2時間半ぐらいを目途に開催したいと思いますので、いかがでございましょうか。よろしければ、そういうことにさせていただきたいと思います。

上野委員場所は新宿御苑のどこですか。

田部(環境省) 場所は新宿御苑のインフォメーションセンターといいまして、新宿御苑の新し

い新宿門、新宿駅の方に近い角なんですけれども、そちらの方で、また地図等をお配りして、 場所がわかるようにしたいと思います。

それから、第3回以降ということで、カレンダーのような表が入っていたかと思います。 それから、4回のご都合をお伺いするということで、今回の資料の中に入れさせていただい ておりますけれども、3回と4回ということで、お帰りの際にでも私どもに渡していただく か、あるいは同封の返信用の封筒で送っていただければ幸いに考えております。

いただいた予定を踏まえまして、3回と4回の日程等を決めさせていただきまして、なるべく早目に開催日程をお知らせしたいと考えております。

上野委員 第4回委員会の表はいただいておりますか。3回は確かに入っていましたけれども。 田部(環境省) 4回の表は資料の中に入っておりませんか。

- 奥田(環境省) きょう、会議の資料とは別に事務的な封筒をお渡ししているかと思うんですけれども、もしなければ、事務局の方に言っていただければお渡ししたいと思います。そちらの封筒の方に入ってあろうと思います。すいません。資料の方は大部にわたるもんですから、大変失礼いたしました。
- 田部(環境省) ございますでしょうか。ないようでしたら、また事務局の方に言っていただけ ればと思います。

それでは、本日は長時間にわたりましてご審議をいただきましてありがとうございました。 これをもちまして第1回目の検討会ということで議事を終了させていただきます。ご協力あ りがとうございました。

了